基本協定書(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後	備考
1	1	3	2		(事業予定者の設立)	2 代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また、代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、代表企業及び構成企業の出資 <u>比率</u> は出資額全体の2分の1を上回らなければならない。 <u>なお</u> 、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を上回らなければならない。	ればならない。また、代表企業は、事業期間を通じて出資者中最大の出資割合を持つものとし、代表企業及び構成企業の出資割合は出資額全体の2分の1を上回らなければならない。また、代表企業が保有する議決権の割合は、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、代表企業及	